

第Ⅱ部．著作権に関する疑義解釈集

第Ⅱ部では、当研修研究センターが、1995年度に都道府県立職業能力開発施設に対して実施した市販図書等の活用に関する調査の際、指導員から照会された著作権に関する全ての疑義について解説した。

・ Question 1 電気・電子系 電子機器科

各種参考文献より引用した場合の著作権上の申請などについて。

・ Answer 1

引用とは、他人の著作物の一部又は全部を自分の著作物の中に取り込むことをいう。著作権法（以下「法」という。）の第32条で「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行なわれるものでなければならない。」と規定している。一定の要件（注）を具備している場合は、著作権者に利用の許諾を得ることなく自由に利用できる。したがって、適法な引用であれば著作権者に許諾の申請を行う必要はない。

（注）一定の要件を具備するとは、次の①～④の全ての条件を具備することをいう。

- ①公表された著作物であること。
- ②公正な慣行に合致していること。
- ③正当な範囲内で行うこと。
- ④出所の明示をすること。

・ Question 2 オフィスビジネス系 O A 事務科

著作物の内容を多少変えて自作のテキストを作成した場合の著作権の取扱い。

・ Answer 2

著作者の権利は大きく分けると著作者人格権と著作権がある。著作者人格権の一つに同一性保持権という権利があり、この権利は、自分の著作物の内容、又は題号を自分の意に反して勝手に変更、切除その他の改変をされない権利である。したがって、他人の著作物の内容を多少変えて自作教材を作成することは、利用する著作物の著作者の同一性保持権を侵害することになりかねない。また、作成された自作教材の主要部分が他人の著作物であれば、その自作教材は他人の著作物を複製して作成された自作教材に該当するように考えられるので、このような態様により作成する自作教材は、著作者から複製の許諾を得ることが必要になると考えられる。

・ Question 3 土木系 土木施工科

元となる市販図書の内容に加筆して一部分学生に対し提示又は板書することなど。

・ Answer 3

著作者の権利は大きく分けると著作者人格権と著作権がある。著作者人格権の一つに同一性保持権という権利があり、この権利は、自分の著作物の内容、又は題号を自分の意に反して勝手に変更、切除その他の改変をされない権利である。

したがって、市販図書を利用しその市販図書の内容の一部加筆をして学生に提示又は板書することは、当該市販図書の内容を変更することになり、著作者の同一性保持権を侵害することになると考えられる。

なお、市販図書の内容の一部加筆して学生に対し板書することは、著作物を複製する行為に該当する。

(注) 法の第2条(定義)で、複製は印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいうと定義づけている。

・ Question 4 機械系 機械加工科

どこを、どのように、どのぐらい引用すれば著作権侵害になるのか、知りたい。

・ Answer 4

法第32条(引用)で「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行なわれるものでなければならない。」と規定している。

どこを、どのように、どのぐらい引用すれば著作権侵害になるかということですが、明確な基準はない。

著作権侵害に該当する引用としては、次のようなことが考えられる。

- ①未公表の著作物を利用する。
- ②引用する著作物の内容の一部を変更する。
- ③自分の著作物と引用する著作物が明瞭に区別がされていない。
- ④必要以上に引用している。

⑤出所の明示をしていないなどの行為による引用は、著作権侵害になると考えられる。

引用とは、他人の著作物の一部または全部を自分の著作物の中に収録することをいいますが、他人の著作物を引用する場合は、まず引用する必然性がなければならない。

具体的には、例えば学術の著作物における引用は、自分の理論を支持するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である。

現在、能力開発施設で作成されている自作教材のなかには、引用する必然性がないのに他人の著作物の文章や図・表を無断で利用しているものがある。このようは利用の方法は、引用ではなく、盗用や盗作に該当するものと考えられる。

・ Question 5 第二自動車系 自動車整備科

市販図書の一部を授業の過程で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布し使用することは著作権の侵害に当たるか否か。

・ Answer 5

法第35条で「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定している。

このケースは、授業の過程で必要な部分をコピーし生徒に配布し利用する場合であるので、法第35条の「学校その他の教育機関における複製」の制限規定に該当するものと考えられる。

したがって、著作権侵害には該当しない。

ただし、ここで留意しておきたいことは、著作物の複製はあくまでも授業用で、なおかつ複製者が自分の授業に用いるものでなければならないこと。複製部数は、指導員と担任の生徒（受講生）の数が限度であることなど、非常に厳しい条件の下で複製利用できることになっている。

仮に、授業で利用するための複製行為が著作権者の利益を不当に害することになる場合は、利用できないことになるので、複製行為については十分留意を要することになる。また公表された著作物を複製し利用する場合、出所の明示（本の題号・著作者名・出版社）は、教育上の見地からも当然するべきであると考えられる。

・ Question 6 建築施工系 建築設計科

著作物を引用する場合、どのような手続きが必要となるか、また著作権法に抵触するのはどのような場合か。

・ Answer 6

著作物を引用する場合、法第32条の適法による引用であればなんら手続きを要しない。

適法引用でない場合は、当然著作権者に利用の許諾を得ることが必要になる。

具体的にいえば、他人の著作物の図・表あるいは文章の一部又は全部を利用する場合、法第32条の要件を具備していない利用は、法第32条で規定する引用には該当しない。

そのような利用は、盗作（他人の著作物の全部または一部を自分のものとして無断で使用する）か、あるいは盗用（ぬすんで使用すること）に該当すると考えられる。

（Question 1 と Question 4 に同じ）

・ Question 7 建築施工系 建築設計科

某専門学院が当学院の生徒用に開発・作成した教材（非売品）を、当専門校の建築設計科の授業に使用するため、コピーして生徒に配布することは著作権法に抵触するのか。

・ Answer 7

某専門学院が当学院の生徒用に開発・作成した教材（非売品）は、当学院の生徒から教材費を徴収しているものと思われる。したがって、使用形態がワークブック、ドリルと同じであると考えらるなら、著作権者の許諾を得ることが必要になると考える。

法第35条の「学校その他の教育機関における複製」は、あくまで公表された著作物を複製して使用できるのである。この事例の場合、公表された著作物であるといえるのか、公表されていなければ複製して使用することはできない。また法第35条の但し書きで「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」と規定している。したがって、このような行為が著作権者の利益を不当に害することになる場合は、複製することはできない。著作権侵害とならないためにも、当該専門学院に著作物の利用について尋ねてみるのが適当であると考えらる。

なお、公表された著作物とは、著作者の意志で自分の著作物を公衆に提供し、又は提示した著作物である。

・ Question 8 デザイン系 広告美術科

教室内で使用する範囲であれば、出典を明示するだけでよいのか。

・ Answer 8

使用される著作物の種類や用途などが明確でないので、的確な回答にならないかもしれないが仮に市販図書などを複製して授業の過程で使用するのであれば、法第35条が適用されることになる。単に、教室内で使用する範囲であれば出典を明示すればよいということではない。

授業の課程で、市販図書を必要最小限度複製して使用することができる。ただし、法第35条の但し書きにあるように著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、他人の著作物を複製し使用することはできない。例えば、教育の過程で使用することを目的として販売されているワークブックやドリルといった教材は、出典を明示しても複製して使用することはできないので留意する必要がある。(注)自由に使えない場合に該当するときは、著作者の許諾を得ること

・ Question 9 電力系 電気工事科

実験装置に付いてくる実習指導書や取り説（取扱説明書）をコピーし、訓練生（受講生）に配布する場合、どの程度の量までなら許されるのか。

・ Answer 9

メーカーの実習指導書や取り説も著作物である。これらの著作物を法第35条による授業の課程で用いる場合、複製できるのは必要最小限度であり、どの程度の量なら許されるという明確な基準はない。メーカーなどの実習指導書あるいは取扱説明書は、本来、そのものが主たる販売の対象物ではなく、機械などの購入により付随しているものである。

したがって、メーカーなどに使用の趣旨を話せば快諾してくれるケースが多いと考えられる。著作物を利用する場合は、著作権者の利用の許諾を得ることが原則であるから、メーカーなどに問い合わせることが適当であると考えられる。

・ Question 10 第二種自動車系 自動車整備科

法に触れない範囲と合法化する方法。

・ Answer 10

他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者から利用の許諾を得ることが必要である。ただし、法では、著作権者の権利を制限し、著作権者にいちいち許諾を得なくても使用できる制限規定を定めている。制限規定のうち、特に能力開発施設における業務上関係の深いものを列挙すると、引用（法第32条）、学校その他の教育機関における複製（法第35条）、試験問題としての複製（法第36条）などがある。上記の利用の場合は、一定の要件を具備すれば著作権者に対する利用の許諾の必要はない。

また、法に抵触しないで他人の著作物を利用するためには、著作物を利用する前に次の①～③の確認をすることが必要である。

- ①日本で保護されている著作物であるかどうか（・日本国民の著作物かどうか・日本国内で最初に発行された著作物かどうか・条約によってわが国が保護の義務を負う著作物かどうか）。
- ②保護期間内のものかどうか（・創作から著作権者の死後50年は保護期間）。
- ③著作権者の許諾を得なくても利用できる制限規定のものか（例えば、引用（法第32条）学校その他の教育機関における複製（法第35条）など）

・ Question 11 電力系 電気工事科

図書をコピーして使用する場合、全頁の何割りまで許されるのか。

・ Answer 11

利用形態がよく分からないが、例えば、学校の授業の過程で使用する場合、市販図書などをコピーして使用できることが法第35条に規定されている。

法第35条で「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない」と規定している。市販図書をコピーして授業の過程で使用する場合、全頁の何割という基準はない。コピーできるのは必要最小限度である。著作物の複製はあくまでも授業用で、なおかつ複製者が自分の授業に用いるものでなければならないし、複製部数は、指導員と担任の生徒（受講生）の数が限度である。したがって、不必要な頁までもコピーして生徒に配布することは許されない。また、指導員が同僚にコピーしたものを配布することも許されない。もし指導員が同僚にコピーを配布すれば、法第49条で規定されている複製物の目的外使用になるので留意する必要がある。

・ Question 12 接客サービス系 観光ビジネス科

地図、イラスト、写真などについての取扱い上の注意点について。

・ Answer 12

市販図書などに掲載されている地図、イラスト、写真なども著作物の内容の一部である。したがって、他人の著作物から地図、イラスト、写真などを利用する場合には、原則として著作者から利用の許諾を得ることが必要である。ただし、制限規定による利用の場合は、著作者から利用の許諾を得る必要はない。

この質問では地図、イラスト、写真などをどのような態様、用途により利用するのか明確ではないが、例えば、法第35条「学校その他の教育機関における複製」により利用する場合は、複製した著作物の出所の明示をすることが望ましいと考えられる。

また、自分の著作物のなかに引用して利用する場合は、出所の明示をすることが義務づけられている。出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様などにより一律に決めることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限度必要と考えられている。

なお、教育上の見地からすれば訓練生が訓練教材以外にもっと体系的に関連知識を自学自習するには、授業で一部複製利用した著作物を容易に購入できるよう題号と著作者名に加えて出版社名を明示することが望ましいと考える。そして出所の明示の箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示することが最も適当であると考えられる。

書籍や論文などの引用の場合に、引用箇所を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名などを表示するのも認められている。

・ Question 13 電気・電子系 コンピュータ制御科

どの程度引用が可能か、公知の事実になっている事項について、誰が著作権を持っているのか不明な場合、どうすればよいのか。図について、自分で描けば著作権に触れないか。

・ Answer 13

他人の著作物を引用する場合、著作者の許諾を得ずにどの程度引用が可能なのかということですが、著作物をどの程度まで引用できるという明確な基準はない。適法引用について、学説あるいは最高裁が判示しているのは、

- ①引用できる著作物は、公表された著作物であること。
- ②公正な慣行に合致していること。（公正な慣行に合致するか否かは、引用の目的、態様に照らして判断されるが、例えば、学術的著作物における引用は、自己の理論を支持するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である。）
- ③正当な範囲内で行われること。（自分の著作部分が主で、引用部分が従であり、文章の引用は必要最小限度であること。）
- ④自分の著作物と引用して利用する側の著作物が、明瞭に区別して認識が出来なければならないこと。
- ⑤出所の明示をすることなどが適法引用の要件である。

誰が著作権を持っているのか不明な場合、どうすればよいのかということですが、相当な努力を払っても不明な場合（例えば、新聞広告などにより探したが不明だった位の努力は必要。）には法第67条（著作権者不明などの場合における著作物の利用）で「公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。」と規定している。よって、著作権者の不明な著作物も一定の手続きをとれば利用することができることになる。なお、法第67条による利用の場合には、申請をしたらすぐに利用できる話ではない。

申請に際しては、相当の努力を払った証拠書類（例、新聞広告などの写し）を提示する必要があると思われる。（著作権法施行令第8条参照）

図については、自分で描けば著作権に触れないかということですが、著作権は著作物を創作した人が享有する権利である。

したがって、自分で創作した著作物をどのように利用しようと著作権に抵触しないことはいうまでもない。しかし、他人の著作物を手写などにより描いた場合は、複製となりますから、この場合は、自由に利用できる場合かどうかの判断が必要になると思われる。

・ Question 14 工芸系 木材工芸科

現在、著作権の取扱いについては、特別考慮しておりませんが、我々に馴染みの薄い法律でもあり、著作権の及ぶ範囲、解釈上の注意点などを知りたい。

・ Answer 14

著作権つまり著作者が享有する権利には、著作者の人格的権利を保護する著作者人格権と財産的権利を保護する著作権がある。

著作者人格権には「公表権」・「氏名表示権」・「同一性保持権」があり、著作権には「複製権」・「上演権及び演奏権」・「放送権、有線送信権等」・「口述権」・「展示権」・「上映権及び頒布権」・「貸与権」・「翻訳権、翻案権等」・「二次的著作物の利用に関する原著作物の権利」がある。著作権の享有には、いかなる手続きも必要はなく、著作物を創作した時点で発生する。また、著作権の保護期間は著作物を創作した時点から著作者の死後50年を経過するまでの間存続する。他人の著作物を複製などの方法により利用する場合は、原則的には、その著作物を創作した著作者から著作物の利用の許諾を得ることが必要である。しかし、著作者が権利を専有してしまえば、文化的所産である著作物の公正な利用が妨げられ、それによって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することになりかねないので特定の場合に著作者の権利を制限して、著作者に許諾を得ることなく著作物を利用することができるように法では規定をしている。ただし、著作者の許諾を得ることなく著作物を利用できることから、一定の条件の下で利用できることになるので、利用に際しては十分留意する必要がある。著作権の制限規定のうち、能力開発施設における業務上関係のある条文を列举すると引用（法第32条）、学校その他の教育機関における複製（法第35条）、試験問題としての複製（法第36条）などがある。（Question 10と同じ）

* 著作者とは、著作物を創作した者をいう。また、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

・ Question 15 建築施工系 木造建築科

文章、図形、構成など参考にする場合、どの程度まで著作権が適用されるのか。

・ Answer 15

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものをいう。つまり、その著作物には著作者の独創的な考え（表現）が存在することになる。他人の著作物の文章、図形、構成など単に参考にする場合は、著作権は適用されないと考えられる。なぜならば参考というのは、ある事を考える場合の足しにすることであり、他人の著作物を複製などの方法により利用することではないからである。

・ Question 16 デザイン系 工業デザイン科

教材作成の際、市販図書の図や説明文を引用するに当たって、著作権侵害とならないための注意を要する点を知りたい。

・ Answer 16

他人の著作物の全部あるいは一部を引用する場合、適法引用でなければならないということである。つまり、①他人の著作物を引用する必然性があること。②自分の著作物が主で引用する著作物が従の関係であること。③自分の著作物と引用する著作物が明確に区別できること。④引用した著作物の出所の明示をすることなどの要件を全て満たすことが必要である。(Question 1 と Question 4 に同じ)

・ Question 17 電気・電子系 電子機器科

専門校において生徒指導のために作成した教材（図、表、文章などの書物からのコピー）は、その都度、出版社などに問い合わせ確認の必要があるかどうか。

・ Answer 17

生徒指導のために書物から図、表、文章などをコピーして作成した教材は、その都度、出版社などに問い合わせの確認が必要であるかどうかということですが、作成の形態が例えば、授業の過程で必要な部分のみをコピーして担任の生徒に配布し使用する場合は、法第35条の（学校その他の教育機関における複製）制限規定に該当するので自由に利用できる。

また、教材を作成するのに他人の著作物を引用する必然性があり適法引用による教材であれば著作権者の許諾を得ることなく自由に利用できるもので、出版社などに問い合わせる必要はないが、例えば、市販図書を数冊活用し必要な部分を抜き出し、さらに編集を加えて作成した教材は、適法引用による教材とはいえないと考える。したがって、このような態様で作成される教材は、法の制限規定に該当する利用ではないので、著作権者に利用の許諾を得ることが必要になる。著作権者から利用の許諾を得るには、利用する著作物を出版している出版社を通じて利用の許諾申請を行うことが、最もスムーズに許諾が得られる方法である。

・ Question 18 機械系 機械加工科

認定教科書から引用した場合、どう取り扱えばよいのか。又オリジナルで教材を作成した場合、著作権を登録する必要があるのかどうか。

・ Answer 18

既存の殆どの認定教科書は、雇用促進事業団が開発・作成したものである。したがって、雇用促進事業団が開発・作成した認定教科書の著作権は、雇用促進事業団に帰属する。著作権の制限規定によらない利用の場合は、雇用促進事業団に利用の許諾を得ることが必要になる。ただし、適法引用による場合は、当然のことながら利用の許諾は不要である。

また、オリジナルで教材を作成した場合、著作権を登録する必要があるのかということですが、著作権は、法第17条の2で「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」と規定している。

つまり著作権は著作物を創作した時点で発生することになるので、著作権の権利獲得のための手続きは不要である。

・ Question 19 機械系 精密加工科

出典図書からの引用の限度。出典図書からの引用のための手続き。

・ Answer 19

引用とは、報道、批評、研究等の目的のため、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物の中に採録することである。他人の著作物の全部あるいは一部を引用する場合、適法引用でなければならないということである。つまり、①他人の著作物を引用する必然性があること。②自分の著作物が主で引用する著作物が従の関係であること。③自分の著作物と引用する著作物が明確に区別できること。④引用した著作物の出所の明示をすることなどの要件を全て満たすことが必要である。適法引用であれば、著作権者に対し引用のための許諾手続きをとる必要はない。適法引用でない場合は、著作権者から利用の許諾を得る必要がある（Question 1 と Question 4 に同じ）。

・ Question 20 第二種自動車系 自動車整備科

自作教材を作成するとき、文章や表・図などを専門図書から引用することがよくあります。出来た後、著作権を侵害していると思うのですが、どの程度から著作権法に抵触するのかが分かりません。また、回避する方法などを知りたいと思います。

・ Answer 20

他人の著作物を引用する場合、どの程度から著作権法に抵触するのかということですが、利用する著作物の何割といった明確な基準はない。適法引用について最高裁が判示しているが、他人の著作物を引用する場合、自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、自分の著作物と引用する著作物が、明瞭に区別されなければならないとしている。また、著作権法では、引用できる著作物は、公表された著作物であり公正な慣行に合致していること（例えば、学術の著作物における引用は、自己の理論を支持するため。あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である）。そして引用をする場合は、正当な範囲内で行うことと規定している。したがって、例えば、市販図書を数冊活用し必要な部分を抜き出し、さらに編集を加えて作成した自作教材は、適法引用による自作教材とはいえないと考える。

なお、引用の場合、法第48条（出所の明示）で出所の明示が義務づけられているので、留意する必要がある。著作権に関する知識を得るには、「著作権法ハンドブック：(社)著作権情報センター」あるいは「教師のための著作権法入門：ぎょうせい」などを読まれることをお勧めする。なお、詳細は別添「著作権に関する参考文献」を参照すること。

・ Question 21 機械整備系 建設機械整備科

著作権を侵害する範囲や内容及び回避する方法。

・ Answer 21

他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作者に著作物の利用の許諾を得ることが必要である。ただし、著作者の権利を制限し、著作者にいちいち許諾を得なくても使用できる場合がある。しかし、著作者から許諾を得ないで利用できる場合は、一定の厳しい条件の下で利用できることに留意する必要がある。例えば、法第35条における複製などを例にとると、複製できるのは公表された著作物であること、複製の範囲は正当な範囲であること、複製の部数は最小必要限度であること、慣行がある場合は利用した著作物の出所の明示をしなければならないなどである。その他、制限規定による利用で、特に能力開発施設において業務上関係の深いものを列挙すると、引用（法第32条）、試験問題としての複製（法第36条）などがある。

また、著作権侵害を回避する方法として他人の著作物を利用する場合は、まず次のことを確認することが必要である。

- ①日本で保護されている著作物かどうか。
- ②保護期間内のものかどうか。
- ③許諾なく利用できるかどうか。以上のことを確認し、利用の許諾が必要な場合は、著作権者（通常は著作者）に利用の許諾申請をする。しかし、現実には、著作物の利用について著作者が著作権の管理団体あるいは出版社に一任している場合もあるので、利用する著作物を発行している出版社に取りあえず問い合わせることが、最も適当な方法であると考えられる。

・ Question 22 機械系 機械加工科

著作権を侵害するかの判断基準について。

・ Answer 22

他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作者の利用の許諾を得ることが必要である。ただし、著作者の権利を制限し、著作者にいちいち許諾を得なくても使用できる場合がある。他人の著作物を利用する場合は、自由に利用できる場合なのかどうかを判断し、自由に利用できない場合には、著作者から利用の許諾を得ることが必要である。著作権制限規定のうち、特に能力開発施設において業務上関係の深いものを列挙すると、引用（法第32条）、学校その他の教育機関における複製（法第35条）、試験問題としての複製（法第36条）などがある。以上の利用の場合は、一定の厳しい条件の下で、著作者の許諾を得ることなく著作物が利用できる。（Question 10と Question 21に同じ）

・ Question 23 電力系 電気工事科

著作物の使用許諾の方法および著作権料などに関する情報。

・ Answer 23

本来、著作権は著作者が享有しているので、法の制限規定によらない著作物の利用については、著作者に利用許諾を得る必要がある。しかし、現実には、著作物の利用について著作者が著作権の管理団体あるいは出版社に一任している場合もあるので、利用しようとしている著作物を発行している出版社などに問い合わせることが最も適当であると思われる。

学術・文献の著作物の使用許諾の方法として、例えば、「著作物使用許諾申込書」などにより著作物を出版した出版社に対し申込書を送付することが最も適当であると考えられる。

送付する「著作物使用許諾申込書」の内容は、①使用する著作物、②著作者名、③使用の趣旨・態様など、④複製箇所、⑤使用料などを設けることが必要と考える。

なお、現在、文化庁長官の業務許可を受けた代表的な著作権管理団体には、（社）日本音楽著作権協会、（社）日本文芸著作権保護同盟、（社）日本脚本家連盟、（社）日本シナリオ作家協会の4団体がある。しかし、学術・文献については、「著作権に関する仲介業務に関する法律」の適用を受けた著作権管理団体はない。

著作物（出版物）の複製に係る使用料について、原則的には著作権者と利用する者が任意に決めるものであり、統一的な基準はない。参考までに以前、当研修研究センターが、出版社に対し実施したアンケート調査の結果は、次のとおりである。

①出版社の著作権者に対するロイヤルティ（複製する著作物の定価×複製頁／出版物の総頁数×12～15%×複製部数）：35.7%
②日本複写権センターの使用料を適用（基本料金1枚10円×コピー枚数）：21.4%
③著作権法第33条2項（教科用図書等への掲載）の補償金の準用：19%
④その他（用途内容によりその都度検討など）：23.8%

*この調査の結果では、出版社の著作権者に対するロイヤルティをベースにすると回答しているのが最も多く4割を占めている。

・ Question 24 機械系 機械加工科

定期試験などの試験問題作成のとき、著作権が影響するのはどのような場合か。

・ Answer 24

法では著作権者の権利を制限し、著作権者に許諾を得ることなく著作物を利用できることを規定している。制限規定の法第36条（試験問題としての複製）で「公表された著作物は、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。」と規定している。

ただし、試験問題として他人の著作物を複製使用する場合、著作権者人格権の同一性保持権の問題があり、特別な場合を除いて改変できないことに留意することが必要である。

なお、法第36条に関連する条項として、法第43条（翻訳、翻案等による利用）の2号で定期試験などの試験問題作成のときに当該著作物を翻訳して利用できることを規定している。

また法第48条（出所の明示）の3号で、法第36条（試験問題としての複製）の規定により利用する場合においては、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならないことを規定している。

・ Question 25 金属加工系 溶接科

コピー使用の制限について。

・ Answer 25

市販図書をコピーしそれを授業の過程で用いる場合は、法第35条（学校その他の教育機関における複製）に該当することになるので許諾の必要はない。但し、法35条の適用は、複製の範囲は授業に用いる必要な部分のみで、不必要な部分を複製することはできない。また複製部数は指導員と担任の生徒の数が限度であることに留意することが必要である。また、法第35条の但し書きに「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定している。したがって、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、複製して使用することはできない。

法第35条の一般的な考え方として

a. 複製の分量：授業の課程で必要な分量

b. 複写の部数：直接授業（講義）を受ける生徒（学生）の数プラス1〔教師（教授）用〕位。

なお、ワークブック・問題集・楽譜集等の補助教材は、対象外（著作権者の利益を害するため）。

c. 法第35条における学校その他の教育機関の範囲は次による。

「該当するもの」 学校：幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校における授業ないし講義

その他：営利を目的としない社会教育施設・職業能力開発施設など組織的、継続的な教育を行う機関

「非該当のもの」 保育園／学習塾・予備校／企業内の研修施設・企業が行う研修会／夏期大学講座、任意の学習会等である。

・ Question 26 第二種自動車系 自動車整備科

著作権法とそれに関する罰則など。

・ Answer 26

法では、第8章に罰則規定を設けている。その主なものは、次のとおりである。

法第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物又は実演等の複製を行った者を除く。）

* 第三十条（私的使用のための複製）

* 第百二条（著作隣接権の制限）

二 営利を目的として、第三十条第一項に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

法第122条 法第四十八条又は第百二条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

* 第四十八条（出所の明示）

・ Question 27 第二種自動車系 自動車整備科

著作権を侵害する具体的行為（範囲）。

・ Answer 27

著作権は、著作物を創作した者が専有する。したがって、他人の著作物を複製などの方法により利用する場合は、原則として著作者から著作物の利用の許諾を得ることが必要である（ただし、著作権の制限規定によるものを除く。）。例えば、他人の著作物を自分の著作物のなかに引用する場合、引用する必然性がなければならないし、引用した個所を明確に区別できることも必要である。

また引用をした場合は、出所の明示をする義務（法第48条）があるが出所の明示をしないで他人の著作物を利用した場合は、著作者の権利を侵害したことになる。また授業の課程で他人の著作物を複製し利用する場合も、複製の範囲は必要最小限度でなければならないし、複製部数は、指導員と担任の生徒の数が限度である。したがって、必要以上に複製をしたり当該指導員が職場の同僚などに当該複製物を配布した場合は、著作権を侵害したことになる。（Question 21と Question 22を参照）

・ Question 28 接客サービス系 観光ビジネス科

一般図書より引用する場合、どのようにすると著作権の侵害になるのか、またどの程度なら許されるのか知りたい。

・ Answer 28

一般図書などから引用する場合、一般的に次のようなことに留意する必要がある。

①自分の著作物の中に他人の著作物を取りこむ場合は、自分の著作物が主であり、引用する著作物が従であって、さらに引用する必然性がなければならない。

②取り込んだときは、自分の著作物と引用する著作物が明確に区分されなければならない。

③引用する著作物の出所の明示を怠ると出所の明示義務違反になる。

また、引用の程度ですが、必要最小限度でなければならないことになっている。(Question 1 と Question 4 に同じ)

・ Question 29 メカトロニクス系 メカトロニクス科

どの程度引用したら著作権に触れるのか。

・ Answer 29

引用とは自分の著作物の中に、他人の著作物を取り込むことをいうが、その場合、他人の著作物を自分の著作物に引用する必然性がなければならないし、必然性がある場合でも文章の場合は、必要最小限でなければならない。(Question 1 と Question 4 参照)

・ Question 30 機械系 機械製図科

パソコンソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害につながると聞いているが、どこからが侵害になるのか。マニュアルで分かるようになっていと良い。

・ Answer 30

パソコンソフトウェアをディスプレイ上に表示したのも著作物である。そのディスプレイ上の著作物をコピーし教材を作成することは、著作物の一般利用(制限規定に該当しない利用。)であり、著作者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作者の複製権を侵害することになると考える。*ソフトメーカーによってコピーの許諾条件は異なるが、マイクロソフト製品の場合は以下のとおりである。出典:マイクロソフト株「画面使用等についてのガイドライン」から製品マニュアル:マイクロソフト製品のマニュアルまたは、文書のコピーは、10%以下であれば許諾されます。使用目的については、社内向け、社外向け(商業的利用)を問いません。許諾に対して使用料は発生しません。10%以上のコピーについては、各製品のプロダクトマネージャーの承認が必要となり、許諾はケース・バイ・ケースです。

注意:Microsoft Press の出版物に関しては、直接「Microsoft Press」までお問い合わせ下さい。

- Question 31 オフィスビジネス系 O A事務科

出典されている数値的資料及び統計的データに著作権はあるのか。

- Answer 31

対象をどこまでとしているのか不明ですが、出典されている数値的資料及び統計的データが「著作物」に該当するかどうかだと思います。このようなものの中に含まれる個々のデータは、著作物には該当しないと思いますし、このようなものを全体でみた場合は、「編集著作物」に該当する可能性があるのではないかと思います。

- Question 32 オフィスビジネス系 経理事務科

著作権について、初歩的な知識から具体的な問題点まで幅広く知りたい。

- Answer 32

著作権について初歩的な知識から具体的な問題点まで幅広く知りたいということですが、一口で表現することは難しい。ここでは著作権制度の趣旨について若干触れることにすると、法の第1条(目的)で「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。つまり著作権制度の趣旨は、著作権者の権利を保護することを最優先にしながら、しかし、これらの文化的所産について、国民が公正な利用ができることとし、そのことが文化の発展への寄与につながることを目的としている。法で規定している制限規定(例えば、特に能力開発施設において業務上関係の深いものを列挙すると引用(法第32条)、学校その他の教育機関における複製(法第35条)、試験問題としての複製(法第36条)など)の場合を除いて、他人の著作物を利用する場合は、著作権者から利用の許諾を得ることが大原則です。また法の制限規定による利用の場合は、非常に厳しい条件の下で利用することができる点に留意することが必要である。(Question 10・Question 20参照)

- Question 33 設備施工系 冷凍空調設備科

専門書あるいは企業の研修で使用した教材を販売目的ではなく、校内で使用するため必要な部分を複製し編集した教材の場合、著作権の扱いはどうか知りたい。

- Answer 33

販売目的ではなく学校内で使用するのだから他人の著作物を無断で複製、編集し利用してもよいということにはならないと考える。その理由は、他人の著作物を利用する場合、原則的には著作権者の利用の許諾が必要になるからである。著作権者に利用の許諾を得ないで利用できる制限規定の利用の場合は、非常にきびしい条件の下で利用することに留意する必要がある。他人の著作物を自分の都合のよいように改変し編集して作成する自作教材は、制限規定による利用とはいえない。したがって、著作権者から利用の許諾を得ることが必要になる。

・ Question 34 第二種情報処理 O Aシステム科

他人の著作物を引用する場合、どの程度であれば著作権に抵触しないのか。また著作者に許諾を求めるための対応の方法（どこにどういった手続きが必要か）。

・ Answer 34

Question 23と Question 29参照。

・ Question 35 第二自動車系 自動車整備科

自作教材作成時の注意点、著作権と自作教材のボーダーライン。

・ Answer 35

他人の著作物を利用する場合、原則的には、著作者から利用の許諾を得ることが必要である。ただし、著作者の権利を制限し、著作者にいちいち許諾を得なくても使用できる場合がある。著作物を利用する場合に、自由に利用できる場合なのかどうか判断し、自由に利用できない場合には、著作者から利用の許諾を得ることが必要である。

著作権制限規定のうち、特に能力開発施設において業務上関係の深いものを列挙すると、引用（法第32条）、学校その他の教育機関における複製（法第35条）、試験問題としての複製（法第36条）などがある。以上の利用の場合は、一定の条件の下で著作者の許諾を得ることなく著作物を利用できる。（Question 10と Question 21に同じ）

自作教材作成時の注意点としては、他人の著作物の一部を自分の著作物の中に取り込む場合は他人の著作物を取り込む必然性がなければならない。また自分の著作物が主で取り込む著作物が従の関係でなければならない。つまり引用は必要最小限度でなければならないことになる。しかも、自分の著作物と引用した著作物が明瞭に区別されていない点に留意することが必要である。さらにその出所を明示しなければならない。

指導員が自分の意志あるいは感情により創作した自作教材であれば、その教材は、文字どおり自作教材であり当該指導員の著作物である。しかし、当該指導員が作成した自作教材が、例えば、市販図書などを数冊活用し、必要な部分だけを抜き出し、更に編集を加えて作成した自作教材である場合は、他人の著作物を複製あるいは盗用などにより作成した教材であり、著作者の権利である複製権を侵害することになる。また、著作者の権利である著作者人格権のなかの同一性保持権（法第20条）を侵害することになると考えられる。つまり、他人の著作物を無断で切除、改変することは、著作者が自分の著作物の内容、又は題号を自分の意に反して勝手に変更、切除その他の改変をされない権利を侵害することになると考えられる。

・ Question 36 デザイン系 商業デザイン科

どのような使い方をすると違法となるのか。

・ Answer 36

著作物を利用する場合、原則として著作者から利用の許諾を得ることが必要である。無許諾で利用すれば当然違法になる。ただし、特定の場合、著作者の権利を制限して著作者に利用の許諾を得なくても利用できる。この場合は、一定の厳しい要件の下で利用できることになっているので、要件を具備しない利用は違法になる。また、著作者人格権を侵害する行為は、違法となる。(Question 27参照)

・ Question 37 メカトロニクス系 メカトロニクス科

どのような場合が、著作権違反になるのか、具体例とその対策。

・ Answer 37

Question 27参照。

・ Question 38 建築施工系 建築設計科

市販図書などの図、表を引用する場合、どのように出所の明示をすればよいのか、また引用した場合に著作者者に利用の許諾を得る必要があるのか。

・ Answer 38

市販図書などから図あるいは表を自分の著作物に引用した場合、どのように出所の明示をすればよいかということですが、出所の明示の箇所について特に規定はない。利用する著作物に接着して表示することが最も適当であると考えられる。書籍や論文などの引用の場合に、引用箇所を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名などを表示するのも認められている。また引用した場合に著作者者に利用の許諾を得る必要があるのかどうかということですが、適法引用であれば著作者者から利用の許諾を得る必要はない。適法引用の場合は、公正な慣行に合致していることが必要である。したがって、単に、自分が作成する教材に、市販図書などの図、表を利用するのは、公正な慣行に合致する利用とは言えないと思われるので、利用する著作物の著作者者から利用の許諾を得ることが必要になる。

・ Question 39 メカトロニクス系 メカトロニクス科

自作教材を作成する場合に他人の著作物を引用するあるいは参考にするといいますが、引用文献と参考文献の違いを知りたい。

・ Answer 39

引用文献というのは、自分の著作物のなかに引用するために活用する文献であり、参考文献は、自分が著作物を創作するためにあくまで参考にした文献である。つまり、参考文献は、自分が教材を創作する際に、いろいろ考える場合の足しにするために活用する文献であり、複製するための文献ではない。

・ Question 40 土木系 測量・設計科

文部省関係の機関では、教育的な目的ということで著作権について柔軟な運用がされているようだが、労働省関係で同様な対応が可能かどうか、電子メディア上の著作権について、明確な法がないと思うが、その点どうなのか。

・ Answer 40

文部省関係の機関では、教育的な目的ということで著作権について柔軟な運用がされているようだが、労働省関係で同様な対応が可能かどうかということですが、著作権について柔軟な運用とは、法制度上、本来、著作権者の権利が働くところを制限して自由に使える場合を規定しているので、これは著作権者にガマンをしてもらっている趣旨である。
なお、法の第35条「学校その他の教育機関における複製」規定で教育機関の範囲に労働省関係の能力開発施設も含まれる。したがって、文部省の関係機関と同じような適用がなされている。また電子メディア上の著作権も原則的には同じである（Question 21と Question 22に注意）。

・ Question 41 印刷・製本系 製版科

過去におけるトラブルの事例。

・ Answer 41

近年情報伝達技術のめざましい発達により、著作物の利用の形態も多様化してきている。それに伴って著作権に関する係争事件も増えてきている。
著作権に関する係争事件については、「題号：著作権判例百選、著作者：池原 季雄・齊藤 博・半田 正夫編、出版社：有斐閣」あるいは「題号：判例でわかる著作権：日本著作権協議会編、出版社：出版ニュース社」を参照すること。

・ Question 42 電気・電子系 コンピュータ制御科

市販図書などを複製し編集した自作教材を作成した場合、著作権に抵触するのか。また複製をした場合に使用料が必要になるのか。

・ Answer 42

市販図書を複製し編集した自作教材は、著作権制限規定の法第35条（学校その他の教育機関による複製）とは考えにくい。したがって、著作者に利用の許諾を得ることが必要である。許諾を得ないで利用した場合は、法第21条の複製権の侵害になるものと考えられる。他人の著作物を利用する場合に使用料が必要となるのかということですが、著作者によっては利用の趣旨を理解して無料の場合もあるので、一概に必要とはいえない。著作者は、使用料を利用者に要求できる。他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作者の利用の許諾が必要である。（Question 23参照）